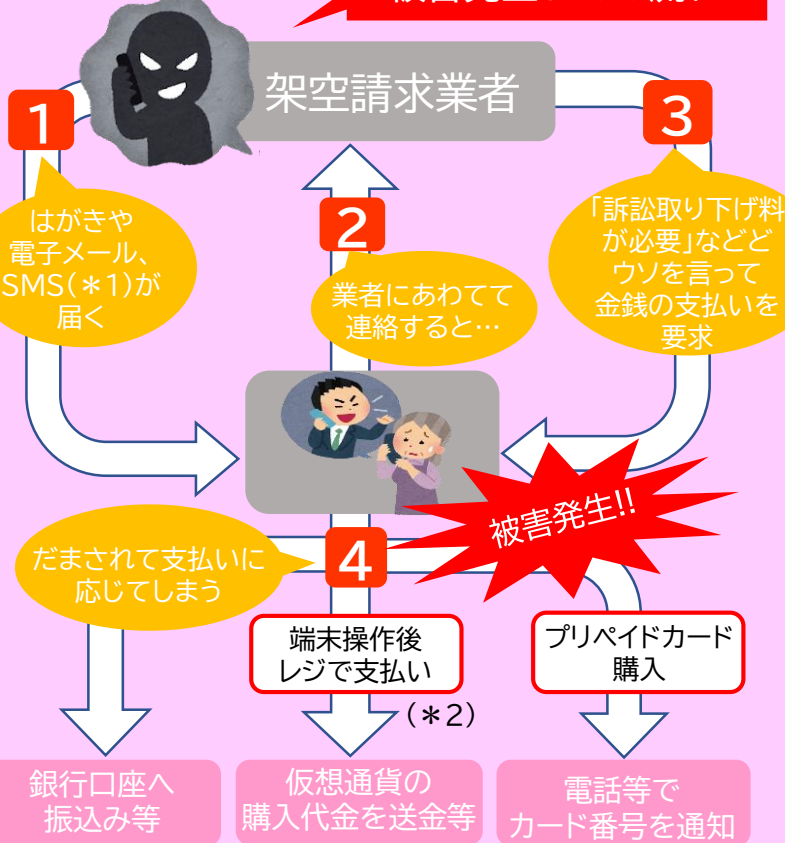




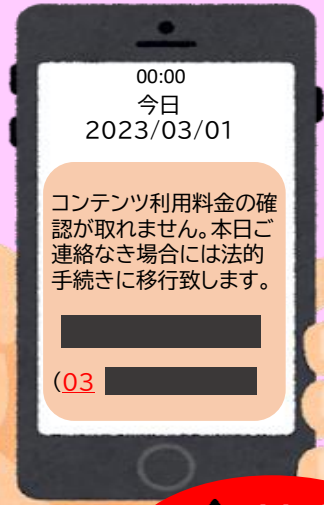
利用した覚えのない請求(架空請求)に、 ご注意ください!!

被害発生までの流れ



(*1) 電子メールやSMSの場合は、架空請求業者がランダムに生成したメールアドレスや電話番号に送信している可能性がある。

(*2) 架空請求業者から伝えられた支払番号を端末に入力し、出力された用紙を持ってレジで代金を支払う。



⚠ 被害急増中!!

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知いたします。管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただきたくお願いいたします。

※取り下げ最終期日 ××年××月××日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関××××××××××

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-××××××
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

トラブルに遭わないためのチェックポイント!!

- ☑ 利用していなければ連絡しない!!
- ☑ これ以上、電話番号などの個人的な情報は知らせない!!
- ☑ 送られてきたハガキ・封書・メールは保管しておく!!
- ☑ 最寄りの消費生活センターへ相談する!!根拠のない悪質な取り立ての場合は警察に届ける!!



国民生活センター テーマ別特集
2023年1月31日更新「利用した覚えのない請求(架空請求)が横行しています!」より

奈良県消費生活センター
〒630-8122
奈良市三条本町8-1
シルキア奈良2F
☎0742-36-0931



消費者
ホットライン
☎188

全国共通のナビダイヤル

奈良県消費生活センター
中南和相談所
〒635-0085
大和高田市片塩町12-5
大和高田市市民交流センター3F
☎0745-22-0931

「見守り」と「気づき」で認知症等高齢者の被害を防ごう!!

「見守り」と「気づき」のポイント
住まいの様子



高齢者本人の言動や
態度など

✓
不審な契約書、請求書
などの書面や、宅配業
者の不在通知などは
ないか。

✓
通信販売のカタログや
ダイレクトメールなどが
大量にないか。

✓
不審な契約書、請求書
などの書面や、宅配業
者の不在通知などは
ないか。

✓
不審な健康食品やカニ
などないか。

✓
複数社から配達された
新聞や景品類などが
ないか。

✓
生活費が不足するなど、
お金に困っている様子
はないか。

✓
新品のふとんなど、同じ
ような商品が大量に
ないか。

✓
不審な業者が出入りし
ている形跡はないか。

✓
預金通帳などに不審な
出金の記録はないか。

✓
屋根や外壁、電話機周
辺などに不審な工事の
形跡が見られないか。



チェックポイントを参考に、認知
症等高齢者の居宅や言動などに
日ごろから注意を払いましょう!!

見守り新鮮情報 第202号 より

💡 消費者カクイズ 💡

1. アパートを借りる際の契約について正しいものはどれ?

- A. 契約時に説明された書面にペット飼育禁止の項目があっても個人の自由なので飼っても問題はない
- B. 借主がカギをなくしたり壊したりした場合でも貸主負担で直すことになる
- C. 借りる際は敷金や保証金、礼金など家賃以外の支出も考慮する必要がある

2. 借りていたアパートから引っ越す際の考え方として正しいものはどれ?

- A. 退去時、カレンダーをとめていた画びょうの跡は借主負担で修復する
- B. 飲み物を床にこぼしてついたシミは借主負担で修復する
- C. ソファの床についた設置跡は、借主負担で修復する



3. 「未納料金がある。今日中に連絡しないと執行官の立会いの下、給与・動産・不動産を差し押さえる」とのはがきが送られてきた。身に覚えがないが対応として正しいものはどれ?

- A. 架空請求はがきなので無視する
- B. 身に覚えがなくても、差し押さえられると困るのでとにかく連絡をして詳細を聞いてみる
- C. 身に覚えがないので「間違いではないか」と問い合わせる



消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。

賃貸住宅の原状回復トラブルを防ぐ方法

【問】20年間入居していたアパートを、貸主側の管理会社と立ち会い後退去した。その後、「契約時に預かった敷金から、床の張替え、建具の塗り替え、畳表替え、クロスの張り替え、ハウスクリーニングなどの費用約19万円を差し引いて返金する」との書面が貸主から届いた。汚れはあったが、破損させた箇所はなく、立ち会いの時にも特に指摘されなかった。納得できないがどうしたらよいか。(40歳代男性)



「原状回復」の一般的なルール



- ・普通に生活をしていて生じた損耗(家具設置による床、カーペットのへこみ等)
- ・年月の経過による自然的な劣化・損耗(日照によるクロスの変色等)

- ・借主の不注意によるキズや汚れ
- ・通常の使用方法とはいえない使い方をしたことで生じたキズや汚れ等

借主に原状回復の義務はない!!

原状回復費用は借主負担!!

【回答】

住宅の賃貸借契約は、キズや汚れがいつ、どのような状況で付いたものなのか分からず、退去時の修繕リフォーム費用の負担をめぐって貸主と借主の間でトラブルになることが多い。貸主側から納得できない費用を請求された場合には、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」に示されている基準を参考に貸主側に説明を求め、話し合いましょう。

国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」

<https://www.mlit.go.jp/common/001016469.pdf>



QRコード



退去時、トラブルに遭わないためのポイント!!



- ☑ 契約する前→貸主側(貸主、管理会社等)から契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容をよく確認する。特に、禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項や、特約について必ず確認する。
- ☑ 入居する時→住宅の現状をよく確認し、記録に残す。できる限り貸主側と一緒に確認しておく。入居前からあったキズや汚れ等の写真を撮っておくと、退去時のトラブル防止につながります。
- ☑ 入居中→雨漏りやトイレの水漏れ等トラブルが発生したら、すぐに貸主側に連絡し、どうすればいいか相談する。また、賃貸物件はあくまで借りているものであることを意識し、日頃からできるだけきれいに使うことを心がける。
- ☑ 退去する時→入居する時と同様に、できる限り貸主側と一緒に住宅の現状を確認する。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったりして、証拠となる記録を残しておく。

奈良新聞(2023年3月7日)掲載

現状回復について納得できない場合やトラブルになった場合は、消費生活センターに相談してください!!



奈良県消費生活センター情報誌「なら こじかつうしん」 発行1周年を迎えました!!

昭和45年6月、奈良県生活科学センターが登大路町に開設されてから半世紀が過ぎ、53年目を迎えようとしています。その間、名称も奈良県消費生活センターに変更し、現在は奈良市三条本町と大和高田市片塩町の二カ所に相談窓口を設置しています。県民の消費生活の安定と向上を目的とし、県内の消費者相談窓口の拠点として、職員一同、日々取り組んでいます。

その一環として、去年の4月から、国内で発生している詐欺やくらしに潜む危険な事例を取り上げた「ならこじかつうしん」を発信しています。まだ発刊から一年目ですが、これからも消費者トラブルの未然防止等に貢献できるように、最新の情報を提供していきますのでよろしくお願いいたします。

奈良県消費生活センター 所長 城山 二郎



消費者カクイズの答えと解説



1. A × B × C ○

契約時に説明された書面(重要事項説明書)にペット飼育禁止の事項があった場合は飼ってはいけません。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、善管注意義務違反によって生じた修復費用は借主負担とされています。したがって、カギの紛失、破損は借主負担とされています。

2. A × B ○ C ×

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、カレンダーの画びょうの跡など借主の通常の使用によって生じた損耗の修復費用は貸主負担、借主の故意や過失によって生じた修繕費用は借主負担とされています。

3. A ○ B × C ×

架空請求です。絶対に連絡してはいけません。不安でしたら、消費生活センターに相談してください。



困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら
消費者ホットライン ☎188まで



発行:奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階

Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syuhiseikatsucenter/>

なら こじかつうしん 4月号(2023年3月25日発行)



奈良県消費生活センター
 Mascot しっかりくん



ホームページ